年企発 0930 第１号
令和８年９月 30 日

地方厚生(支)局長　殿

厚生労働省年金局
企業年金・個人年金課長
（公　印　省　略）

「確定拠出年金の企業型年金に係る規約の承認基準等について」の一部改正について

「確定拠出年金の企業型年金に係る規約の承認基準等について」（平成 13 年９月 27 日企国発第 18 号）を別添のとおり改正し、令和８年 10 月１日から適用することとしたので、よろしくお取り計らい願いたい。

別添

確定拠出年金の企業型年金に係る規約の承認基準等について（平成１３年９月２７日企国発第１８号）新旧対照表

新

（別紙１）
承認要件等
（略）

規約記載事項	規約承認事項	審査要領
法第３条第３項 １～６（略） ７．事業主掛金の額の算定方法その他その拠出に関する事項	（略） （略） （１）事業主掛金について、定額又は給与に一定の率を乗じる方法その他これに類する方法により算定した額によることが定められていること。	（略） （略） ・基本的には、実施事業所ごとに企業型年金加入者全員に対して同じ「定額」、「一定の率」又は「定額プラス一定の率」を用いていること。（すなわち、企業型年金加入者によって額や率が異なっていないこと。） ・企業型年金加入者間で事業主掛金額に差を設ける場合にあっては、「短時間・有期雇用労働者及び派遣労働者に対する不合理な待遇の禁止等に関する指針」（平成30年厚生労働省告示第430号）を踏まえ、労働協約等における給与及び退職金等の労働条件が異なるなど事業主掛金額に差を設けることにつき合理的な理由があること。 ・「給与」については、「確定拠出年金制度について」第１の２に従って定めていること。 ・労使合意により給与等を減額したで、当該減額部分を事業主掛金として拠出し企業型年金の個人別管理資産として積み立てるか、給与等への上乗せで受け取るかを従業員が選択する仕組みにより企業型年金を実施する場合は、社会保険・雇用保険等の給付額にも影響する可能性を含めて従業員に正確な説明がなされていること。（これまでの労

旧

（別紙１）
承認要件等
（略）

規約記載事項	規約承認事項	審査要領
法第３条第３項 １～６（略） ７．事業主掛金の額の算定方法その他その拠出に関する事項	（略） （略） （１）事業主掛金について、定額又は給与に一定の率を乗じる方法その他これに類する方法により算定した額によることが定められていること。	（略） （略） ・基本的には、実施事業所ごとに企業型年金加入者全員に対して同じ「定額」、「一定の率」又は「定額プラス一定の率」を用いていること。（すなわち、企業型年金加入者によって額や率が異なっていないこと。） ・企業型年金加入者間で事業主掛金額に差を設ける場合にあっては、「短時間・有期雇用労働者及び派遣労働者に対する不合理な待遇の禁止等に関する指針」（平成30年厚生労働省告示第430号）の「基本的な考え方」を踏まえ、労働協約等における給与及び退職金等の労働条件が異なるなど事業主掛金額に差を設けることにつき合理的な理由があること。 ・「給与」については、「確定拠出年金制度について」第１の２に従って定めていること。 ・労使合意により給与等を減額したで、当該減額部分を事業主掛金として拠出し企業型年金の個人別管理資産として積み立てるか、給与等への上乗せで受け取るかを従業員が選択する仕組みにより企業型年金を実施する場合は、社会保険・雇用保険等の給付額にも影響する可能性を含めて従業員に正確な説明がなされていること。（これまでの労

	（２）～（６）（略）	使協議の経緯、過半数を代表する者の選出方法等を十分確認すること。）		（２）～（６）（略）	使協議の経緯、過半数を代表する者の選出方法等を十分確認すること。）
７の２～12（略）	（略）		７の２～12（略）	（略）	（略）